

セカンドオピニオンに関する指針

セカンドオピニオンの前提は、患者の権利(自己決定と選択自由の権利)の尊重にあります。

治療内容について十分な説明を受けて頂いた上で、治療方法などを自らの意思で選択し、決定する権利があります。また、どのような治療過程においても、他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。

1. 他医療機関にセカンドオピニオンを希望する場合

- (1) 当院で治療中の患者さんが、主治医または担当医以外にセカンドオピニオンを希望する場合、患者さんは、その旨を、主治医(担当医)または看護師に申し出てください。
- (2) 受診する医療機関名(または医師名)を特定して、診療情報提供書を作成します。
- (3) 検査結果、画像データ等診察に必要な資料を提供します。
- (4) 個人情報保護に配慮し、診療情報提供書と資料は、原則、患者さんにお渡しします。
- (5) 受診先の医療機関(または医師)から示されたセカンドオピニオンは、診療情報提供書の返書として受け取り、以降の当院での治療方針や検査の選択については、患者さん本人の意思を尊重します。

2. 当院にセカンドオピニオンを希望する場合

他医療機関で診療中の患者さんが、当院医師のセカンドオピニオンを希望する場合

- (1) 主治医または担当医の診療情報提供書、検査結果、画像データ等診断に必要な資料を持参してもらいます。
- (2) 患者さん本人の受診が原則となります。(患者さんの同意を得た場合には、家族だけでも受診が可能です。)
- (3) セカンドオピニオンの結果は、患者さんに説明するとともに、診療情報提供書のお返事として担当医に知らせます。
- (4) 受診は完全予約制となります。

※ セカンドオピニオンのための費用は全額自己負担となります。